

全日本不動産協会 岐阜県本部 御中

滋賀県知事 三日月 大造
(公印省略)

浸水警戒区域の指定に伴う宅地建物取引時における情報の提供について

平素は、本県の流域治水行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

本県では、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成 26 年滋賀県条例第 55 号。以下「条例」といいます。）を策定し、流域治水の推進に取り組んでおります。

このたび、条例第 13 条の規定に基づき、近江八幡市安土町下豊浦において、令和 8 年 3 月 31 日に浸水警戒区域の指定告示を行いましたので、情報提供いたします。

なお、浸水警戒区域は、条例第 14 条の規定により建築制限がかかります。また、建築基準法第 39 条第 1 項の規定による「災害危険区域」となり、宅地建物取引業法第 35 条に規定する重要事項説明に該当しますので、貴団体におかれましては、加盟団体への周知について御協力をお願いいたします。

記

1. 浸水警戒区域の所在地

近江八幡市安土町下豊浦

2. 浸水警戒区域の表示および浸水警戒区域における想定水位

図面は、滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室および滋賀県東近江土木事務所ならびに近江八幡市危機管理課および近江八幡市都市整備部土木課に備え置いて縦覧に供します。

以上

【問合せ先】

滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室
流域治水係 中西・矢野

電話：077-528-4291 FAX：077-528-4904

E-Mail：ryuiki@pref.shiga.lg.jp

近江八幡市安土町下豊浦

